

役員及び評議員の報酬等及び費用並びに定年に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人愛媛県総合保健協会（以下「本協会」という。）

定款第13条、第26条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用弁償の支給並びに定年の基準について必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は次に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、原則として土曜日、日曜日及び祝祭日以外に本協会に勤務する者のうち使用人を兼務していない者をいう。ただし、理事長が定める使用人の職を兼務する者については、この限りでない。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第14号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。費用は含まない。
- (5) 費用とは、職務の遂行のために発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は、役員等の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員及び非常勤会長の報酬は、月額報酬を支給する。
- 3 会長以外の非常勤の役員等に対しては、理事会又は評議員会に出席した場合は、報酬として、会議出席謝金を支給する。
- 4 監事（非常勤）に対しては、主として会計監査に対する対価を支給することができる。監事が複数いる場合、その配分は監事間の協議による。支給方法は当該監事と本協会の協議による。
- 5 常勤役員の退職に当たっては、その在任期間に応じ第7条に規定する退職手当を支給する。

(常勤役員等の報酬の支給)

第4条 常勤役員に対する報酬の支給は、毎月と支給する。

支給日、支給方法並びに報酬により控除する金額等支給に関する詳細は、理事会において別に定める本協会の給与規程に準ずる。

- 2 就任または退任が月途中の場合には、報酬月額を日割りで計算する。
- 3 非常勤会長に対する報酬の支給は、毎月支給する。

支給日、支給方法並びに報酬により控除する金額等支給に関する詳細は、理事会において別に定める本協会の給与規程に準ずる。

(費 用)

第5条 本協会は、役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 役員等の出張に伴う宿泊手当については、別表3に定める。

(報酬等の額の算定方法)

第6条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定めた額とする。

(1) 報 酬 別表1「常勤役員報酬表」に定める報酬限度額(年額)の範囲内で理事長が理事会の承認を得て決定する額

(2) 退職手当 別表2「常勤役員の退職手当」に定める算式により算出される額

(3) 役員宿泊手当 別表3「役員宿泊手当」に定める額

2 非常勤の役員等に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定めた額とする。

(1) 非常勤会長の報酬 別表4「非常勤会長報酬」に定める額

(2) 非常勤役員等の会議出席謝金 別表5「非常勤役員等の会議出席謝金」に定める額

(3) 非常勤監事の謝金 別表6「監事への謝金」に定める額

(常勤役員の退職手当)

第7条 常勤役員が任期満了、辞任または死亡により退任した場合は、退職手当を支給する。死亡により退任した場合には、その遺族に支払うものとする。

2 非常勤役員等には退職手当は支給しない。

(職員から常勤役員への就任)

第8条 本協会職員が常勤役員に就任するときは、就任の前日をもって就業規則にある退職金規程による退職金を算定し、これを支給する。

常勤役員就任日以降については、本規程による。

(退職手当の不支給)

第9条 常勤役員が定款第27条第1号に該当して解任された場合、または役員としてふさわしくない行為があつて退任に至った場合は理事会の決定により、退職手当を支給しない。

2 常勤役員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退任した場合は、退職手当を支給しない。ただし、確定判決において禁固刑以上に処せられなかった場合は、この限りでない。

(臨時的緊急処置)

第10条 当該役員が役員としての責任を取ることが妥当とする状況があつた場合は、理事会の決議によって、役員報酬及び退職手当の減額または支給停止の措置をとることができる。

(役員の定年)

第11条 理事及び監事の定年は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおり

とする。

(1) 会長 満80歳

(2) 前号以外の理事及び監事 満70歳

2 理事又は監事が前項第2号の定年に達した場合であっても、医師免許を有する者であるときは、公益目的事業の遂行上必要があると理事会が認めた場合に限り、満75歳を上限として定年を延長することができる。

3 理事及び監事が前2項の定年に達した場合は、定年に達した日以後における最初の定款第26条第1項から第3項までに規定する時に退任するものとし、再任することとはできない。

(公 表)

第12条 本協会は、この規程をもって認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準とし、公表する。

(改 正)

第13条 この規程の改正は、評議員会の決議により行う。

(補 則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

1、この規程は、公益財団法人への移行登記の日から施行する。

2、この改正は、令和3年7月1日から施行する。

3、この改正は、令和5年6月1日から施行する。

4、この改正は、令和6年7月1日から施行する。

5、この改正は、令和8年7月1日から施行する。ただし、改正後の第11条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）に、既に定年に達している理事又は監事がいる場合は、当該理事又は監事は、施行日以後における最初の定款第26条第1項から第3項までに規定する時に退任するものとする。

(別表１) 常勤役員報酬表

役 職 名	報酬限度額（年額）	報酬月額
理 事 長	1,740 万円	左記の範囲内で決定した報酬年額を 12 で除して得た額（数値に 1 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て る。）
専 務 理 事	1,640 万円	
常 務 理 事	1,450 万円	
（年度途中の役職変更等に伴う報酬限度額の算定） 1 年度の途中で常勤役員の役職が変更された場合は、変更前の役職に係る報酬限度額を当該役職に在任した期間（暦月を基準とし、1 か月未満は日割計算）で按分した額と、変更後の役職に係る報酬限度額を当該役職に在任した期間で按分した額を合算し、当該年度における当該役員の報酬限度額とする。 2 年度の途中に新たに就任した常勤役員の報酬限度額は、就任した日以後の期間について、当該役職の報酬限度額を月割（1 か月未満は日割）して算定した額とする。		

(別表２) 常勤役員の退職手当

退職手当は、次の計算方法で算出する。

（報酬月額×支給率）

（支給率）

在職年数	自己都合	任期満了
1	0. 6 0	1. 0
2	1. 2 0	2. 0
3	1. 8 0	3. 0
4	2. 4 0	4. 0
5	3. 0 0	5. 0
6	4. 5 0	6. 0
7	5. 2 5	7. 0
8	6. 0 0	8. 0
9	6. 7 5	9. 0
1 0	7. 5 0	1 0. 0
1 1	8. 8 8	1 1. 1
1 2	9. 7 6	1 2. 2
1 3	1 0. 6 4	1 3. 3
1 4	1 1. 5 2	1 4. 4
1 5	1 2. 4 0	1 5. 5
1 6	以下同じ	以下同じ

(別表 3) 役員宿泊手当

職 名	日 当（一日につき）	宿 泊 料	
		甲 地	乙 地
会 長 理 事 長	3, 5 0 0 円	1 5, 8 0 0 円	1 4, 3 0 0 円
専 務 理 事	3, 0 0 0 円	1 4, 8 0 0 円	1 3, 3 0 0 円
常 務 理 事	2, 6 0 0 円	1 3, 1 0 0 円	1 1, 8 0 0 円

宿泊料の甲地方とは、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県のうち本協会の定める地域その他これらに準ずる地域で本協会の定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。

(本協会で定める甲地方一覧表)

都道府県名	地 域	都道府県名	地 域
埼 玉 県	さいたま市	京 都 府	京都市
千 葉 県	千葉市	大 阪 府	大阪市 堺市
東 京 都	特別区	兵 庫 県	神戸市
神 奈 川 県	横浜市	広 島 県	広島市
	川崎市		
	相模原市		
愛 知 県	名古屋市	福 岡 県	福岡市

(別表 4) 非常勤会長報酬

月額 1 0 0, 0 0 0 円～3 5 0, 0 0 0 円の間で理事長が定める額を支給するものとし、第 3 条第 3 項は適用しない。
--

(別表 5) 非常勤役員等の会議出席謝金

非常勤の役員等が理事会・評議員会に出席の場合 会議出席謝金として日額 1 0, 0 0 0 円を支給することができる。(源泉徴収分は除く) 会議に出席するため特別の経費を要する場合には、この法人の旅費規程に準じて支給することができる。

(別表 6) 監事への謝金

年間総額 10 万円以内を限度として支給することができる。監事が複数の場合、その配分は監事が協議して決める。